

消費者教育の体系シート - ライフステージに応じた領域別目標 -

◆消費者教育の理念：「自立した消費者」をめざして
 目標①：消費生活に関して、自ら進んで必要な知識を修得し、必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動できる消費者の育成
 目標②：消費生活に関して、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮する消費者の育成

領域別の目標	安全	契約・取引	情報	環境
ライフステージ	① 商品(食品を含む)の安全性等に関する情報を確認し、生命・健康への影響に配慮して、商品を選択・利用できる。 ② 商品による事故・危害に適切な対処ができる。 ③ 安全に暮らせる社会を目指し、消費者の安全を確保するために協力して取り組むことができる。	① 自己の必要性を満たすために、適切に判断し、合理的な選択ができる。 ② 家計を適切に管理し、合理的な生活設計やお金の使い方ができる。 ③ 契約の意味・内容や契約上の権利と義務を理解し、契約を誠実に履行できる。 ④ トラブルにあったときに適切な対処ができるとともに、安心して契約・取引ができる社会を目指し、協力して必要な取り組みができる。	① 情報通信を消費生活の向上に役立てることができる。 ② 個人情報を適切に管理し、自他の権利や利益に配慮して情報通信を適切に活用できる。 ③ 知的財産権に配慮して、他人の創作物などを利用できる。	① 商品の購入段階において、商品の環境に関する情報を確認し、環境への影響に配慮した商品を選択できる。 ② 商品の使用・廃棄段階において、物を大切にするとともに、消費生活が環境に及ぼす影響を認識し、適切な対処ができる。 ③ 持続可能な社会を目指し、消費生活に関わる環境保全の取り組みに協力して取り組むことができる。
幼児期	① 安全な物を選んで正しく使えるように、身近な人に聞くことができる。 ② 身近な人に怪我や痛みを伝えることができる。	① 欲しい物を手に入れたり、やりたいことをするとき、よく考えることができる。 ② 先の事も考えてがまんをすることができる。 ③ 約束や決まり事を守る習慣が身につく。 ④ 身の回りの物に関する不安や心配ごとを身近な人に伝えることができる。	② 知らない人には自分や家族の情報を話さないようにすることができる。 ③ 自分や友人の作品を大切にすることができる。	① 身近な人に環境マークなど環境に関する情報を聞くことができる。 ② 身近にあるものの使い方や捨て方について、身近な人から教わったり聞いたりすることができる。 ③ 保護者と一緒に環境保全に関わる地域の活動などに参加できる。
児童期(小学生)	① 商品を安全に扱うための基本的なきまりを守ることができる。また、身の回りの商品の安全に関するマークや品質表示に気づくことができる。	① 身の回りの商品を買うときに、必要性や価格・品質などを比較することができる。 ② 小遣いを家族と相談して計画的に使うことができる。	① 情報の収集などの際に情報通信を適切に活用できる。 ② 情報通信を活用する際に、自分や身近な人の情報を大切にすることなどの配慮ができる。 ③ 独創性や人のアイデアを尊重することができる。	① 身の回りの商品に、環境に関するマークなどの情報があることに気づくことができる。 ② 自分の消費生活が環境に影響を及ぼすことに気づき、身の回りの商品の使用・廃棄について適切な対処ができる。 ③ 身の回りで取り組まれている環境保全活動の方法を話し合ったり、参加したりすることができる。
少年期(中学・高校生)	① 日用の商品のマークや品質表示などの意味を理解して、集めた情報の中から、安全な商品を選び適切な取り扱いができる。 ② 日用の商品による事故・危害に応じた相談機関を利用できる。 ③ 商品の安全性、消費者の安全を確保するための取り組みを知り、法律や制度に関心をもつことができる。	① 日用の商品を買うときに、必要性や価格・品質などを比較検討して選択できる。 ② 家計や将来の生活を考え、買い物の購入計画を立てたり、貯金などを有効に活用できる。 ③ 契約の意味と基本的なルールや仕組み(契約当事者としての権利と義務等)を理解し、適切な消費行動ができる。 ④ 契約・取引のトラブルが生じたときに、消費者のための法律・制度を活用したり、身近な人や相談機関に相談することができる。	① 情報通信の利便性を広く日常生活のなかで理解し、情報の収集・発信の際に情報通信を適切に活用できる。 ② 情報の収集・発信の際に起こる問題や解決方法を理解して、個人情報を適切に管理し、自他の権利や利益に配慮して情報通信を適切に活用できる。 ③ 作品や商品には知的財産権があり、法律で保護されていることを理解し、知的財産権に配慮して他人の創作物などを利用できる。	① 日用の商品のマークや品質表示などの意味を理解し、環境に配慮した商品を選ぶことができる。 ② 消費生活が環境に及ぼす影響を理解し、日用の商品の使用・廃棄について適切な対処ができる。 ③ 国内や国際的・地球規模の環境問題と消費生活との関連に関心をもち、それらに関わる環境保全活動に参加・協力できる。
成人期	① 日常および社会生活の中で利用する商品の安全性に関する情報を集めることにより、安全な商品を選んで使うことができる。 ② 商品の欠陥等で事故・危害にあったときに、被害救済の制度・機関を活用できる。 ③ 安全な商品が提供されるように社会に働きかけていくことができる。	① 自己の必要性や所得を考慮し、選択肢の費用と効果を検討して選択することができる。 ② 家計の支払い能力や将来の生活を考え、貯蓄や保険、クレジット(ローン)を適切に利用することができる。また、リスクとリターンを考慮して金融商品を選ぶことができる。 ③ 契約の意味と基本的なルールや法律・制度等(契約当事者としての権利と義務等)を理解し、契約の内容を十分確認した上で契約することができる。また、安心して契約・取引できる社会を目指し協力して必要な取り組みができる。	① 情報通信の利便性を広く日常生活のなかで理解し、情報の収集・発信、商品の購入、契約・取引などの際に情報通信を適切に活用できる。 ② 個人情報の流出による被害や社会的責任を自覚し、個人情報を適切に管理するとともに、情報の収集・発信の際に起こる問題や解決方法を理解し、自他の権利や利益に配慮して情報通信を適切に活用できる。また、安心して情報通信が利用できるように社会に働きかけていくことができる。 ③ 知的財産権を守った商品を購入することにより、正規商品の提供者を支持し、不正商品を市場から排除する取り組みに協力できる。	① 日常および社会生活の中で利用する商品のマークや品質表示などを理解し、環境に配慮した商品を選ぶことができる。 ② 日常及び社会生活の中で利用する物について、使用・廃棄について適切な対処ができる。 ③ 次世代へのつながりを考慮し、環境問題に対する社会的な取り組みとしての活動に参加・協力できる。
高齢期	① 心身の状況に応じて、安全な商品を選んで使うことができる。 ② 商品による事故・危害を身近な人に相談できる。 ③ 心身の状況に配慮した安全な商品を提供する取り組みに協力できる。	① 自己の判断・選択での不安に備えて、身近な人の協力が得られるようにしておくことができる。 ② 自らの年金や資産の状況を把握して、家計運営に活かすことができる。 ③ 契約する際に、契約の内容をよく確認した上で契約することができる。	① 心身の状況に応じて、情報通信を活用して商品の購入等ができる。 ② 心身の状況に応じて、個人情報を守り、自他の権利や利益に配慮して情報通信を適切に活用できる。 ③ これまでの経験・知恵を知的財産として活かすことができる。	① 環境に関する新たなマークや表示等に関心を持ち、商品の選択に利用することができる。 ② 商品の使用・廃棄段階に関わり環境への影響に配慮して新しく制定された社会的なルールなどを理解し、商品の使用・廃棄について適切な対処ができる。 ③ 環境保全に関する生活上の知恵や工夫を次世代に伝えることができる。

【備考】 (1) 本体系シートは、消費者教育の全体像、体系的関係が見通せるように、対象領域ごとのライフステージに応じた消費者教育の目標を示したものです。
 (2) 消費者教育では、消費生活に関わる実践力を身につける必要があることから、「～できる」といった実践的な目標を掲げています。
 (3) ライフステージに応じて、「身の回りの商品」「日用の商品」「日常および社会生活の中で利用する商品」などとしているのは、消費者としての発達、消費生活で接する商品の広がりを踏まえて表現したものです。
 (4) 高齢期を四角で囲っているのは、社会人期の中でも特に高齢者に対して設けた目標を示しているためです。